

平成 24 年度第 3 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 24 年 11 月 29 日（木） 午前 10 時 00 分～正午 日野市役所 2 階 201 会議室		
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委 員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委 員 原田 征久（公認会計士 原田会計事務所）		
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までの総務課契約締結分） （2）「指名停止」と「指名回避」の基準と運用 3. その他 4. 閉会			
質問・意見		回答	
（1）抽出案件について ・ 抽出方法等の説明を事務局に求める。 ○高幡団地 1 号棟天井改修工事について ・ 総合評価方式で公表した案件だが、申し込んだ業者が 1 者しかなかったのには原因があるのか。		・ 今回の審査対象期間は、平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までとなっています。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 121 件です。このうち、落札率が高いものとして 95%以上（印刷については 90%以上）を 70 件、また、低いものとして 50%未満のもの 2 件を抽出しています。前年同期と比較しますと契約件数が減少していますが、これまでと同様、予算の削減が影響しているものと思われます。 ・ 最近の総合評価方式の案件は、申込業者数が少ない傾向があります。工事全般にわたって設計額が厳しいのではないかという意見があります。また、事前の技術評価資料の提出や工事完了後の総合	

いのか。 ○不燃ごみ処理施設整備修繕について ・落札率が 99.98%と高いが原因は何か。 ○平成 24 年度神明上遺跡におけるボーリング調査に伴う埋蔵文化財確認調査業務（発掘作業）委託及び西平山土地区画整理事業に伴う平山遺跡埋蔵文化財発掘調査作業業務委託その 2（平成 24 年度）について ・ともに落札率が高い理由は何か。 ○平成 24 年度消化器検診業務委託について ・これも落札率が 100%だが。 ・市民向けの健康診断も同じ理由で落札率が高かったと記憶しているが、競争原理	価で設計をしました。落札者は、平成 20 年度と同じ業者で単価を低く抑えることができ、落札率が低くなったと思われます。 ・予定価格が 300 万円以上なので、希望型指名競争入札で実施しましたが、参考見積を徴した業者のみの参加であったため落札率が高くなったものと思われます。 ・2 回の入札を行っても落札者が出ず、最低価格を示した業者と価格交渉を行った結果、予定価格まで下がり、落札者となったためです。発掘に当たっては、東京都の積算基準を使っていますが、委託料の大部分が人件費のため、業者の積算との間に差が生ずるのではないかと思います。 ・市が雇用主として、職員を対象に行っているものですが、X線撮影ができる検診車を持っている必要があり、指名できる業者が限られているためです。 ・主管課としては、できるだけ身近な地域で実施する方が受診率上がるだろうと
---	---

が働かないのであれば、病院に出向いて受診することも検討すべきではないか。 ○回収土砂等の掘削積込に伴う重機械借上及び舗装作業に伴う重機械借上について ・見積り額に大きな差があるのはなぜか。 ○三多摩消防団連絡協議会団長研修に伴う自動車借上について ・街中では、自動車レンタルの店舗を多く見かけるので、もっと競争になってもいいのではないか。 ○防災倉庫の購入について ・2回に分けて購入した目的は何なのか。	判断して実施していますが、ご意見を主管課に伝えます。 ・東日本大震災後、重機の置場を都外に移したところもあり、受け渡しを「日野市内」に限定しているので、運搬に係る費用が違うのだと思われます。 ・市に登録しているリース業者はたくさんありますが、本件のように短期間のレンタルとなると登録業者が少なくなり、取扱いが限られてしまいます。 ・この倉庫は自主防災組織で使用するため購入しているものです。新たに組織が発足した際に購入するので、まとめてとはいかないようです。「荒物雑貨」で登録している業者が少ないので、競争性が薄まっています。
(2)「指名停止」と「指名回避」の基準と運用について ・どのような違いがあるのか。	・日野市には「競争入札参加有資格者指名停止基準」があり、指名停止要件には日野市以外の契約で事故を起こした場合なども対象としています。全国津々浦々の情報を得ることは不可能なので、当市では東京都が指名停止措置を行った場合を目安にしています。 - 一方、指名回避は、東京都に参加登録が

・ ・「指名停止」も「指名回避」も同じような効果があるのならば、「指名停止」に1本化した方が分かりやすいのではないかと。事実関係を調査しているので、当分の間、指名を差し控えるということで「指名回避」が使われるのであればいいが、同じような効果をもたらせるのであれば、相手に与える影響は大きい。基準を改正して「指名停止」だけにした方がブレが少なくなっているのではないかと。 ・「落札者が契約を締結しないとき」に、いろいろなケースを想定して、判断の幅を持たせたいという意見があるのなら、「委員会で認めたとき」などの文言を加えておけば、その時々で状況で判断ができるのではないかと。	なく、東京都が指名停止しない場合において、日野市の契約の相手方には相応しくないと思われる業者を一定期間指名しないようにとっている措置で、その業者を指名しないという点では同じものです。 ・日野市契約以外の案件では、指名停止の目安を東京都にしているので、東京都が指名停止しないと行わないというのが今の運用の仕方です。ただ、目安を決めておかないと、運用さえできなくなってしまう恐れがあります。 これまでの「指名回避」の事例では、「落札者が契約を締結しないとき」にも行っています。東京都と同様に措置要件に加えるかどうかについては、前回基準を改正した際も議論があったようですが、改正までには至っていません。 ・ご意見を参考にさせていただきます。
--	---